

日本国憲法施行 60 周年シンポジウム「憲法を国民の手に」

主催者挨拶・総合司会 江橋 崇（平和フォーラム代表）

平和フォーラム代表の江橋でございます。共同主催者として一言ご挨拶申し上げます。

まず、今日は日本国憲法施行 60 周年の記念の日として、各地でさまざまな行事が行われている中から、私たちの集会にご参加くださり、まことにありがとうございます。皆様に、心から感謝申し上げます。

さて、昨日の朝日新聞に憲法改正問題に関する最新の世論調査の結果が掲載されています。それによりますと、日本国民の 58% がいまの憲法を改正する必要があるという意見であり、その必要はないという意見は 27% です。必要派 2 対不必要派 1 ということです。また、年齢別で見ると 60 歳以上の高齢者では不必要派も必要派に拮抗していますが、40 歳代以下では必要派が多く、とくに 20 歳代の若者は 80% が必要派です。支持政党別で見ると、自民、民主、公明の各党ともに、支持者の多数が必要派です。支持政党なしの人々も必要派が多数です。これと対照的に、不必要派は共産党、社民党に集まっています。

もう一つ大事なのは、憲法改正必要派の中で第 9 条に問題があると考えている人は 6%、つまり国民全体の 3.5% に過ぎないことです。国民の圧倒的な多数は第 9 条改正よりは新しい権利や制度を盛り込む憲法改正を望んでいます。

このような世論調査の結果と、国民投票法に関する世論調査で 80% の国民が国民投票法の制定を支持しているという結果を総合して考えてみますと、国民の多数は、安倍首相のような突出型ではなく与野党合意型の憲法改正手続きを望み、憲法改正の内容も、第 9 条の平和主義の改正ではなくひろく国民が合意できるものであることを望んでいます。

私たち平和フォーラムの前身は憲法擁護国民連合であり、いわば護憲派の総本山のような存在でしたが、今日では、このような国民の意見の変化と、従来友好的であった民主党、社民党の間の意見の相違をうけて、憲法理念の実現を目指す新しい方向性を模索しています。私は、日本において立憲主義がもう一度輝きを取り戻すためには、改正必要派も不必要派も何とか我慢できる国民合意型の憲法理念の実現を図る必要があると考え、日本国憲法は前文から第 103 条まですべて残した上で、国際情勢、社会情勢の変化に伴って必要になったものを追加する、おだやかな「増補型憲法改正」が一番適切であろうとアピールさせていただいてきました。

現在の世論は、まさに私の考えていたようなものになっていますが、さて、今後、主権者市民の意見に対応して私たちは何をどうすべきなのでしょう。今日は、民主党の菅直人さん、社民党の辻元清美さんにご登壇いただいて、高野猛さんの司会で、朝日新聞の高成田享さんとともに、この問題について議論していただきたいと思います。

ところで、現在の日本はもう一つの重要な課題を抱えています。それが、北朝鮮との国交の樹立の問題です。すでにアメリカは、金融制裁の解除やテロ国家指定からの削除を軸にして、対北朝鮮国交樹立と北の核の廃棄に向けて急いでいます。また、北朝鮮の核の放棄に対応する重油 100 万トン支援の代金は主として日本が払うことになるので、アメリカは、日本が拉致問題で厳しい

判断を行って米朝と同時に日朝の国交樹立を行うように迫っています。すでに日本では、拉致問題だけが先行して解決することはないので北朝鮮との関係の全体的な改善が先だという、拉致問題出口論が盛んになりつつあります。

近い将来に、米朝、日朝の国交樹立がなされ、南北朝鮮の和解、中国やロシアとの協力関係も強化され、北東アジアに、20年遅れましたが新しい緊張緩和、デタントの時代が到来することでしょう。そうなったとき、私たちの目の前には、人権や民主主義について多くの問題を抱えた北朝鮮社会が開かれることになり、そことどのようにして交流、協力を深め、この地域で共生してゆくのが問われることとなります。私たち平和フォーラムは、これまでも日朝間の市民交流、市民協力を努力してきました。この実績を基礎に私たちも発言していかなければならないと考えています。

日本は、謝罪すべき過去を持った大国です。ですから、国交樹立によって国際社会に復帰する北朝鮮との関係は、日本の固有の価値や主張を押し付ける「人権外交の主流化」ではなく、国際社会の価値、とくに国際環境基準や国際人権基準に沿って、その実現を謙虚に求めることになるべきだと思います。しかもそれは、これまでニューヨークやジュネーブで作られてきた欧米主軸の世界共通基準をそのまま適用しようとするのではなく、北東アジア地域において、この地域の人々がこの地域の現実に適合的な理念にアレンジしたものになると思います。

ここに、いま私たちが憲法理念の実現を求めるもう一つの理由があります。日本は、できることならば、北東アジアにおいて平和、人権、環境と民主主義のモデル社会になるべきだと思います。私たちは、東アジア共通憲法の樹立を遠く目標としながら、北東アジアでの共生のモデルとなる基準作り、理念作りを検討したいと思います。そのことと、日本の国内で憲法理念の実現を求めることとは深く関係しています。なお、私は、日本における憲法問題の議論は21世紀の北東アジアにおける共通の憲法理念作りの一環であるべきだと考えており、かねてから、北東アジアの人々の理解と協力の得られるような、日本の説明責任をまっとうした議論の必要性を主張させていただいています。

今日は、こういう趣旨で、これまでヨーロッパで「EU 憲法」を作ることにご努力なさってきた、EU 議会社会党グループメンバーのグリーン・フォードさんにヨーロッパの先進的な事例をご紹介します。また、共同主催者の「市民版憲法調査会」の代表世話人でもある法政大学の五十嵐敬喜さんは、かねてからこういう問題意識でご発言なさっている論客ですので、グリーンさんの講演を受けて日本の課題についてお聞きしたいと思います。

今日の企画はこのように盛りだくさんであります。このほかにも、米軍の再編成の問題や、沖縄、神奈川の基地問題など、今日はとても議論しきれない問題も多くあります。本日の企画の最後には、喜納昌吉さんの沖縄の問題についてのコメントと歌唱指導で、皆様と一緒に「すべての人の心に花を」などを歌って共通の思いを深めるという場面も用意させていただきました。私のご挨拶はこれまでとさせていただきます。

最後にもう一度、この場に集まれた皆様への感謝の気持ちを表させていただきます。